

千代田区百条委 区長告発求める

反(偽証、証言拒否)の
疑いで告発するよう本会
議に求めることを決めた。

東京都千代田区議会は
8日、建物の容積率を緩和する区の制度の運用と、石川雅己区長と家族による区内マンションの購入の関係などを調べる百条委員会を開いた。同

議は石川氏が6月の証人尋問で虚偽を述べたことや正当な理由なく証言を拒むと禁錮や罰金が科される。今後、告発する旨の議題を本会議に諮ったうえで、区議会として告発するかどうかを正式に決める見通し。採決では可決として、地方自治法違

マンション購入問題

千代田区長の告発求める

**区議会百条委
「尋問で偽証」**

の百条委員会は8日、区長の百条委の証言に「偽証」があったとして、賛成多数で刑事告発を求めた。

千代田区の石川雅己区長が、「事業協力者住戸」と呼ばれるマンションを購入して、かつたことを、販売会社の

三井不動産レジデンシャルに「知り合いを通じて確認した」と述べた。これについて百条委が同社に「区長または知人を名乗る関係者から確認があつたか」と聞いたところ、「確認はなかつた」と回答があつたため、

区長の説明を偽証と見なし

た。議会は二十一日の議会運営委員会での協議を経て、

刑事告発するための議案を

提出する臨時会の招集を、区長に請求する見通し。地方自治法では、議長、あるいは定数の四分の一以上の議員の賛成で請求があれば、首長は、臨時会を二十日以内に招集しなければならないと定めている。

また、百条委は、マンシ

ョンを区長と共同購入した

区長の次男への尋問を二十九日に行うことと決めた。
(浅田晃弘)

百条委は石川氏がマンション販売会社に制度運用で便宜を图った見返りに有利な条件で物件を購入した疑惑を調査している。

尋問で石川氏は知人を通じて一連の経緯を認めたりと述べたが、百条委が販売会社に問い合わせたところの確認をしていかなかった。また百条委による知人についての照会に対し、正当な理由なく回答を拒否したとしている。